

## 鳩山町罹災証明書等交付事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、罹災証明書及び被災証明書（以下「証明書」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 この基準は、火災に係る罹災については除外とする。

(交付対象)

第3条 証明書の交付対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 居住者であり、所有者（同居家族の所有・共有を含む。）
- (2) 居住者（借家人）
- (3) 居住を伴わない所有者（同居家族の所有・共有を含む。）
- (4) 管理者
- (5) 使用者
- (6) その他町長が特に必要と認めた者

(証明書の種類及び内容)

第4条 証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める内容を証明する。

- (1) 罹災証明書 災害による住家の被害の程度
- (2) 被災証明書 災害により被害を受けた非住家について、被害状況を確認し、被害の届出がなされたこと。

(証明手数料)

第5条 証明書については、証明手数料を徴収しない。

(証明書の申請)

第6条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、被災届出書兼罹災証明書交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 自己判定方式により罹災証明書の交付を受けようとする場合は、被害状況が分かる書類等を提出しなければならない。

(証明書の交付)

第7条 町長は、前条に定める申請書に基づき申請内容を審査し、必要に応じて実地調査をし、適当と認めるときは、罹災証明書（様式第2号）又は被災証明書（様式第3号）を交付するものとする。

2 前条第2項に定める申請書の提出があったときは、実地調査を省略することができる。

(罹災証明書の交付期間)

第9条 罹災証明書の交付期間は、災害発生日から6か月以内とする。ただし、災害の規模、被害状況等により期間を延長することができる。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年8月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年11月1日から施行する。